

# 横須賀市報

第1790号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地  
 毎月 横須賀市役所  
 10日 編集兼 横須賀市長  
 25日 発行人 上地克明  
 印刷所 (有)宮村印刷所

## 目次

### 告示

- ◇追浜コミュニティセンター等の供用の休止について… 14589
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について…………… //
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定居宅介護支援事業者の指定について…………… //
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…………… 14590
- ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… //
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について… 14591
- ◇指定一般相談支援事業者の指定について…………… //
- ◇指定障害児相談支援事業者の指定について…………… //
- ◇除却広告物等の保管について…………… //
- ◇放置自転車等の移動について…………… 14592
- ◇道路区域変更について…………… 14593
- ◇道路の供用開始について…………… //

### 公告

- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… //
- ◇債権差押調書の公示送達…………… //
- ◇配当計算書の公示送達…………… //
- ◇開発行為の工事完了について…………… //
- ◇差押財産の公売について…………… //
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… 14594
- ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について…………… //

### 上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… //
- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… //
- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…………… //
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… //
- ◇指定下水道工事店の商号及び所在地の変更について… //

### 教育委員会告示

- ◇横須賀市生涯学習センターの供用の休止について… 14595
- ◇横須賀市立中央図書館等の供用の休止について…………… //

## 告示

横須賀市告示第75号 (令和2年4月3日) 掲示済

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令

和2年4月4日から同月27日まで施設の全部又は一部の供用を休止します。

令和2年4月3日

横須賀市長 上地克明

### 休止する施設

- 1 追浜コミュニティセンター（分館を含む。）、田浦コミュニティセンター、長浦コミュニティセンター、逸見コミュニティセンター、坂本コミュニティセンター、本町コミュニティセンター、安浦コミュニティセンター、三春コミュニティセンター、衣笠コミュニティセンター、池上コミュニティセンター、大津コミュニティセンター、浦賀コミュニティセンター（分館を含む。）、鴨居コミュニティセンター、岩戸コミュニティセンター、久里浜コミュニティセンター、北下浦コミュニティセンター、長井コミュニティセンター、武山コミュニティセンター及び西コミュニティセンター
- 2 横須賀市立田浦青少年自然の家
- 3 追浜公園、不入斗公園、はまゆう公園、衣笠公園、大津公園、佐原2丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園の各一部
- 4 夏島グラウンドの一部

### 横須賀市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変更前	変更後
浦賀丘住宅地自治会	津島修一 横須賀市浦賀丘1丁目14番29号	森山浩一 横須賀市浦賀丘1丁目11番10号
光風台町内会	関口武司 横須賀市光風台35番2号	高橋忠史 横須賀市光風台1番13号

### 横須賀市告示第86号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年4月1日	デイサービス ひだまり	横須賀市追浜町1丁目53番地2	地域密着型通所介護	横須賀市田浦町二丁目55番地 ESTATECARE合同会社 代表社員 長谷川 かおり
同	リハビリデイサービス チェリーホーム 田浦	横須賀市田浦町4丁目9番地160 TAKENSO BLD1階	地域密着型通所介護	横須賀市安浦町一丁目13番地 株式会社小林留次郎商店 代表取締役 小林 進

### 横須賀市告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 4月1日	りのケアプランセンター	横須賀市久里浜7丁目7番2号	居宅介護支援	横須賀市久里浜七丁目7番2号 合同会社桜いろ 代表社員 小川 優子

横須賀市告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。  
令和2年4月27日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 3月31日	有限会社中央ライフ・ケア	横須賀市佐野町2丁目36番地	訪問介護	横須賀市佐野町二丁目36番地 有限会社中央ライフ・ケア 代表取締役 綿 平 美恵子
同	愛加那	横須賀市津久井4丁目19番11号	訪問介護	横須賀市津久井四丁目19番11号 社会福祉法人結いの会 理事長 櫻 井 勲

横須賀市告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。  
令和2年4月27日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 3月31日	リハビリデイ福祉の森 ハピネス	横須賀市田浦町4丁目9番地160 TAKENSO BLD 1階	地域密着型通所介護	横浜市磯子区森三丁目9番12号 レジオン株式会社 代表取締役 森 和 平

横須賀市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。  
令和2年4月27日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 3月31日	ケアプラン おおやべ	横須賀市大矢部3丁目34番9号	居宅介護支援	横須賀市大矢部三丁目34番9号 一般社団法人みどり野 代表理事 藤 原 正 人

横須賀市告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。  
令和2年4月27日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年 4月1日	訪問介護すずの音	横須賀市津久井4丁目1番21号パーシモンハウス24	居宅介護	横須賀市津久井四丁目1番21号パーシモンハウス24 合同会社インスピレーション 代表社員 高橋 富美枝
同	訪問介護すずの音	横須賀市津久井4丁目1番21号パーシモンハウス24	重度訪問介護	横須賀市津久井四丁目1番21号パーシモンハウス24 合同会社インスピレーション 代表社員 高橋 富美枝
同	ライフゆうラボ	横須賀市湘南国際村1丁目4番6号	生活介護	横須賀市芦名二丁目8番17号 社会福祉法人みなと舎 理事長 飯野 雄彦
同	就労継続支援B型事業所 つばさ第二	横須賀市船越町1丁目50番地山田ビル2階	就労継続支援B型	横須賀市船越町一丁目50番地 特定非営利活動法人横須賀つばさの会 理事長 下江 秀雄

同	エルオーエル	横須賀市根岸町4丁目9番15号熔材ビル1階	就労継続支援B型	横須賀市大矢部三丁目34番9号 一般社団法人みどり野 代表理事 藤原正人
同	横須賀市立福祉援護センターかがみ田苑 就労定着支援事業所	横須賀市野比5丁目5番5号	就労定着支援	横須賀市本町二丁目1番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団 理事長 木村忠昭
同	きらめきの家	横須賀市西浦賀2丁目24番14号	共同生活援助	横浜市西区桜木町五丁目26番12号 きらめき不動産株式会社 代表取締役 後藤聡志
同	グループホームみうらんど	横須賀市久村203番地	共同生活援助	逗子市久木八丁目18番23号 株式会社みうらんど生活空間 代表取締役 中山玲

横須賀市告示第92号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年3月31日	横須賀市立福祉援護センター第2かがみ田苑	横須賀市野比5丁目5番5号	自立訓練（生活訓練）	横須賀市本町二丁目1番地 社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団 理事長 木村忠昭
同	さくらマート	横須賀市久里浜4丁目15番12号	就労移行支援	横須賀市佐原五丁目19番20号 特定非営利活動法人創英会 理事長 高橋英和

横須賀市告示第93号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次に掲げる者を指定一般相談支援事業者として指定しました。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年4月1日	びーす・とーく 障害者相談サポートセンター	横須賀市武4丁目28番1号鈴木ビル1階	地域移行支援	横須賀市東逸見町一丁目45番地 特定非営利活動法人ピースフルライフ 理事長 小松三千夫
同	びーす・とーく 障害者相談サポートセンター	横須賀市武4丁目28番1号鈴木ビル1階	地域定着支援	横須賀市東逸見町一丁目45番地 特定非営利活動法人ピースフルライフ 理事長 小松三千夫

横須賀市告示第94号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により、次に掲げる者を指定障害児相談支援事業者として指定しました。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年4月1日	ペガサス横須賀相談室	横須賀市日の出町1丁目13番地1 スターホームズ横須賀中央104号	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目27番13-803号 一般社団法人ペガサス 代表理事 木村志義

横須賀市告示第95号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	52	本町1丁目、小川町、大滝町1丁目・2丁目、若松町1丁目・2丁目、上町3丁目、不入斗町1丁目、佐野町1丁目・2丁目・5丁目、公郷町2丁目・3丁目、衣笠栄町1丁目・2丁目及び野比2丁目地内	令和2年3月2日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

- 2 保管場所  
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法

- (1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~  
**横須賀市告示第96号**  
 自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
 令和2年4月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日         | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                            | 保 管 場 所                     |
|-------------------|-------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                   | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動2輪車 |                                                                                           |                             |
| 令和2年3月2日から同月31日まで | 72台         | 1台               | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                           | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                 | 4           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                         | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                          | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 0           | 1                | 逸見駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                           | 同                           |
| 同                 | 3           | 1                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                           | 同                           |
| 同                 | 61          | 4                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                        | 同                           |
| 同                 | 5           | 1                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                         | 同                           |
| 同                 | 2           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                          | 同                           |
| 同                 | 16          | 5                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                           | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 7           | 1                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                         | 同                           |
| 同                 | 17          | 0                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                          | 同                           |
| 同                 | 2           | 0                | Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                      | 同                           |
| 同                 | 16          | 1                | 浦郷町5丁目、追浜東町3丁目、湘南鷹取2丁目、新港町、小川町、日の出町2丁目、平成町2丁目、池上3丁目、平作5丁目、森崎1丁目、浦賀5丁目、神明町、林5丁目及び武2丁目地内の道路 | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 追浜駅第1自転車等駐車場                                                                              | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                 | 2           | 0                | 県立大学駅自転車等駐車場                                                                              | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 1           | 0                | 堀ノ内駅自転車等駐車場                                                                               | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 衣笠駅第1自転車等駐車場                                                                              | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 1           | 0                | 北久里浜駅第2自転車等駐車場                                                                            | 同                           |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
  - (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
  - (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
  - (3) 移動費用  
自転車 1台につき 1,500円  
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円
  - (4) 持参するもの

- 自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第97号

道路区域変更に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。  
 その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
 令和2年4月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                 | 敷地の幅員           | 延 長          |
|-------|-----|-------------------------------------|-----------------|--------------|
| 1,247 | 旧   | 金谷3丁目340番の6地先から<br>金谷3丁目350番の28地先まで | メートル<br>3.2～3.8 | メートル<br>14.5 |
|       | 新   | 金谷3丁目340番の6地先から<br>金谷3丁目350番の12地先まで | 3.6～4.1         | 14.5         |
| 1,280 | 旧   | 阿部倉704番の5地先から<br>阿部倉709番の1地先まで      | 4.1～18.9        | 136.6        |
|       | 新   | 阿部倉704番の5地先から<br>平作4丁目712番の1地先まで    | 16.9～69.0       | 232.9        |

横須賀市告示第98号

道路の供用開始に関する告示  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和2年4月27日から次のように道路の供用を開始します。  
 その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
 令和2年4月27日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 起 終 点                               |
|-------|-------------------------------------|
| 1,247 | 金谷3丁目340番の6地先から<br>金谷3丁目350番の12地先まで |

公 告

横須賀市公告第67号 (令和2年4月13日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
 なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
 令和2年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 令和元年度 | 介 護 保 険 料 | 1 月 分 | 令和2年2月28日 |

(別紙略)

横須賀市公告第68号 (令和2年4月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
 なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
 令和2年4月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第69号 (令和2年4月14日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。  
 なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
 令和2年4月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第70号 (令和2年4月14日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
 令和2年4月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許可年月日及び許可番号         | 工事完了検査済証交付年月日及び交付番号 | 開発区域に含まれる地域の名称      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                       |
|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------------|
| 令和元年11月5日<br>令1開第8号 | 令和2年4月6日<br>令2第1号   | 横須賀市長沢2丁目1758番4ほか4筆 | 横須賀市小川町26番地9<br>株式会社建新<br>代表取締役 大口 隆 弘 |

横須賀市公告第71号 (令和2年4月21日) 掲 示 済

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規

定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。  
 令和2年4月21日

横須賀市長 上地 克明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第72号 (令和2年4月21日) 掲示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年4月21日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第73号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効としま

す。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地 克明

|        |       |
|--------|-------|
| 記号     | 番号    |
| 横浜 横須賀 | 16-30 |
| 横浜 横須賀 | 43-02 |

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第11号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和2年4月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名 | 所在地            | 指定年月日     | 有効期限      |
|------|------------|------|----------------|-----------|-----------|
| 565  | 隼工業        | 柴橋一隆 | 横須賀市佐原3丁目6番20号 | 令和2年3月30日 | 令和7年3月29日 |

横須賀市上下水道局告示第12号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和2年4月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名 | 所在地               | 指定年月日     |
|------|------------|------|-------------------|-----------|
| 513  | 株式会社ワースハンド | 天野加奈 | 東京都三鷹市下連雀三丁目31番2号 | 令和2年3月31日 |

横須賀市上下水道局告示第13号 (令和2年4月27日) 掲示 済

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、令和2年5月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和2年4月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称                  |
|------------------|---------|---------|-------------------------------|
| 船越町7丁目の一部        |         | 分流式     | 横須賀市三春町2丁目1番地<br>横須賀市下町浄化センター |

| 別図のとおり    | 合流式 | 横須賀市公郷町1丁目25番地<br>横須賀市上町浄化センター |
|-----------|-----|--------------------------------|
| 公郷町1丁目の一部 |     |                                |
| 平作3丁目の一部  | 分流式 |                                |
| 久里浜1丁目の一部 | 分流式 | 横須賀市三春町2丁目1番地<br>横須賀市下町浄化センター  |

(別図略)

横須賀市上下水道局告示第14号

横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和2年4月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 工事店名     | 代表者名 | 所在地                  | 指定年月日    |
|------|----------|------|----------------------|----------|
| 須388 | 有限会社興亜工業 | 成田貞夫 | 横須賀市安浦町二丁目11番地15-105 | 令和2年4月6日 |
| 須389 | 株式会社日建   | 伊藤雅文 | 横浜市保土ヶ谷区宮田町一丁目83番地   | 令和2年4月9日 |

横須賀市上下水道局告示第15号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店有限会社ギョクシン工業は、次のとおり商号及び

所在地を変更しました。

令和2年4月27日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長島 洋

| 登録番号 | 工事店名        |             | 代表者名 | 所在地           |            |
|------|-------------|-------------|------|---------------|------------|
|      | 新           | 旧           |      | 新             | 旧          |
| 須268 | 株式会社ギョクシン工業 | 有限会社ギョクシン工業 | 兼平圭太 | 平塚市根坂間293番地の2 | 平塚市山下389番地 |

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第7号 (令和2年4月3日  
掲 示 済)

横須賀市生涯学習センターは、感染症の感染の拡大を防止するため、令和2年4月4日から同月27日までの間、供用を休止します。

令和2年4月3日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

横須賀市教育委員会告示第8号 (令和2年4月9日  
掲 示 済)

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和2年4月28日（横須賀美術館にあっては、同月9日）から同年5月6日までの間、供用を休止します。

令和2年4月9日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 横須賀市立中央図書館（横須賀市立児童図書館を含む。）、横須賀市立北図書館及び横須賀市立南図書館
- 2 横須賀市自然博物館及び横須賀市人文博物館
- 3 横須賀美術館
- 4 横須賀市生涯学習センター